

2. スケジュール

公布：平成30年4月20日（金）

施行：平成30年6月1日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html

(2) 事業用自動車に係るテロ対策について① ～各地域の「官民連携ネットワーク」へ積極的にご参加下さい!!～

（配信日：H30. 4. 13）

国土交通省は警察庁と連携し、バスターミナル、バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者等の各事業者団体に対して、関係機関等との連携・協力を図ってテロ対策を進めるよう文書を発出し、事業者団体の方々に周知を図って頂くよう依頼しました。

皆様の地域においても、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、官民一体となった取り組みにご協力をお願いします。

※各都道府県警察の問い合わせ先等は、最寄りの地方運輸局等へお尋ねください。

※「官民連携ネットワーク」の詳細については、下記リンク先をご覧ください。

○警察庁「官民一体となったテロ対策」

→ <https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/terotaisaku.html>

（官民連携ネットワークの例）

①警視庁「テロ対策東京パートナーシップ」

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/heion/antep_mpd.html

②埼玉県警「テロ対策彩の国ネットワーク」

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/g0040/images/network.html>

③福岡県警「テロ対策福岡パートナーシップ推進会議」

<http://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/terror/terortop.html>

(3) 事業用自動車に係るテロ対策について② ～レンタカー借受人の使用目的や行先等の確認をお願いします～

（配信日：H30. 4. 13）

欧米諸国においてレンタカー等を使用した車両突入テロ事件が相次いで発生しており、同種事案の発生が懸念されます。

国土交通省は、警察からの要請を受け、レンタカーに係る事業者団体に文書を発出し、レンタカー事業者が、「借受人の本人確認」、「使用目的」や「行先」等の確認を徹底し、不審なところがあれば、警察へ通報するよう周知を図って頂きたく依頼しましたので、ご協力をお願いします。

(4) 「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の一部改訂
(配信日：H30. 4. 13)

国際海上コンテナ内のフレキシタンクの損傷による液体物の漏洩を防止するため、フレキシタンクを用いる際に確認すべき内容について、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」において明確化しました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000340.html

(5) IT機器を用いた点呼の適用範囲を拡大!!～バス・タクシー事業でもIT点呼が実施可能となります～
(配信日：H30. 3. 30)

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、事業用自動車の乗務を開始又は終了する運転者に対して対面により点呼を行うこととなっていますが、トラック事業においては一定の要件を満たす優良な営業所においてIT機器を用いた点呼が可能となっています。

今般、バス・タクシー事業についても、一定の要件を満たす優良な営業所の営業所-車庫間でIT機器を用いた点呼を可能にするため、旅客自動車運送事業運輸規則を改正します。

この改正により、運転者の営業所-車庫間の往復が不要になる等、ICTの利活用により運行管理の効率化が進み、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されます。

1. 改正の概要

以下の要件にあてはまる優良な営業所であれば、届出により、営業所と当該営業所の車庫間においてIT機器(※)を用いた点呼を行うことができることとします。

- ・ 開設してから3年を経過していること
- ・ 過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ・ 過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと

(※) 営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるもの

2. スケジュール

公布・施行：平成30年3月30日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000339.html

(6) 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します～7月から過労防止関連の処分を厳しくします～

(配信日：H30. 3. 30)

国土交通省では、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

(主な内容)

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定に引き上げます。
- ・ 営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

1. 行政処分の許可

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。（平成30年7月1日施行予定）

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関

一がきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

